|  |
| --- |
| 　　　年　　　月　　　日品川区保健所長　あて住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日生　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話　　　　　　（　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　被相続人との続柄無店舗取次店の開設者の地位承継届下記のとおり無店舗取次店の開設者の地位を相続により承継したので、クリーニング業法第５条の３第２項の規定により届け出ます。記１　被相続人の氏名２　被相続人の住所３　相続開始の年月日４　無店舗取次店の名称５　業務車両の自動車登録番号または車両番号６　業務車両の保管場所　添付書類1. 戸籍謄本または不動産登記規則(平成１７年法務省令第１８号)第２４７条第５

項の規定により交付を受けた同条第１項に規定する法定相続情報一覧図の写し1. 相続人が２人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
2. 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、業務場車両の保管場所および自動車登録番号もしくは車両番号、従事者数およびクリーニング師の氏名を記載した書類

　 |